

岩手県告示第491号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和8年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和8年9月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

（1） 日時 令和8年11月13日（金）午前10時から正午まで

（2） 場所 盛岡市内丸11番1号 岩手県盛岡地区合同庁舎8階大会議室

2 受験手続 受験願書を令和8年9月28日（月）から同年10月16日（金）までに岩手県環境生活部環境保全課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課に問い合わせること。